

大分県人権教育推進計画（第4次改訂版）

資料編

国外編

1 世界人権宣言	・・・	35
2 国連など国際社会の取組年表	・・・	41

国内編

3 日本国憲法（抜粋）	・・・	43
4 同和対策審議会答申（抜粋）	・・・	46
5 同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な 在り方について（地域改善対策協議会意見具申）	・・・	53
6 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	・・・	59
7 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	・・・	62
8 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に 向けた取組の推進に関する法律	・・・	71
9 部落差別の解消の推進に関する法律	・・・	74
10 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に 関する国民の理解の増進に関する法律	・・・	76
11 主な人権関連法令の一覧	・・・	80
12 法務省「人権教育・啓発白書」（令和6年度版）（抜粋）	・・・	84
13 人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）	・・・	91

県内編

14 同和教育の深化・充実を通して人権教育へ広げるための 見直しについて(通知)	・・・	96
15 学校における人権教育の推進について(通知)	・・・	101
16 大分県人権教育基本方針	・・・	102
17 大分県の人権・同和教育の推進について(通知)	・・・	104
18 部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針	・・・	105
19 部落差別解消の推進に関する社会教育基本方針	・・・	108

世界人権宣言

※1948(昭和23)年12月10日
国連第3回総会で採択(国連広報センター訳)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、
人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、
人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、
諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、
国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、
加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、
これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、
よって、ここに、国際連合総会は、
社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

国連など国際社会の取組年表

()は日本が加入・批准した西暦年

西暦	国際年・会議・事項名	国際(国連)10年	条約名
1945	国際連合発足(56)		
1948	世界人権宣言		ジェノサイド防止条約
1949			人身売買禁止条約(58)
1951			難民条約(81)
1953			婦人参政権条約(55)
			奴隷条約改正条約・議定書
1954			無国籍者地位条約
1956			奴隷慣行廃止補足条約
1957			既婚婦人国籍条約
1959	世界難民年(~60)		
	児童の権利宣言		
1961			無国籍削減条約
1962			婚姻同意・年齢・登録条約
1965			人種差別撤廃条約(95)
1966			国際人権規約A規約(79)
			国際人権規約B規約(79)
			国際人権規約B規約選択議定書 I
1967			難民条約議定書(82)
1968	世界人権年		
	世界人権会議(テヘラン)		戦争犯罪時効不適用条約
1971	人種差別と闘う国際年		
1973			アパルトヘイト禁止条約
1975	国際婦人年		
	世界女性会議(メキシコ)		
1976		国際婦人の10年 (1976~1985)	
1979	国際児童年		女子差別撤廃条約(85)
1980	世界女性会議(コペンハーゲン)		
1981	国際障害者年		
1983		国際障害者の10年 (1983~1992)	
1984			残虐刑罰等禁止条約(99)
1985	世界女性会議(ナイロビ)		スポーツアパルトヘイト禁止条約
1986	国際平和年		
1987	国際居住年		
1989			児童の権利条約(94)
			国際人権規約B規約選択議定書 II
1990	国際識字年		移住労働者等権利保護条約
1993	国際先住民年	アジア・太平洋障害者の10年 (1993~2002)	

西暦	国際年・会議・事項名	国際(国連)10年	条約名
	世界人権会議(ウィーン)	第3次人種差別と闘う10年(1993~2002)	
1994	国際家族年		
1995	国際寛容年	世界先住民の国際10年(1995~2004)	
	世界女性会議(北京)	人権教育のための国連10年(1995~2004)	
1996	貧困根絶のための国際年	貧困撲滅のための国連10年(1997~2006)	
1999	国際高齢者年		女子差別撤廃条約選択議定書
2000			紛争時児童の権利選択議定書(04)
			児童売買等に関する児童の権利選択議定書(05)
2001	反人種主義差別撤廃世界会議		
2002			残虐刑罰等禁止条約選択議定書
2003		国連識字の10年(2003~2012)	
2005		国連持続可能な開発のための教育10年(2005~2014)	
2006			障害者権利条約(14)
			強制失踪条約(09)
2007	先住民族の権利に関する国連宣言		
2008		第2次国連貧困根絶のための10年(2008~2017)	
2009	国際和解年		
2010	文化の和解のための国際年		
	国際ユース年		
2011	アフリカ系の人々のための国際年		
2015		アフリカ系の人々のための国際の10年(2015~2024)	
2019	先住民言語の国際年		

日本国憲法(抜粋)

【基本的人権】

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

【国民の責任】

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

【個人の尊重】

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【法の下での平等】

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

【思想、良心の自由】

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

【表現の自由】

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

【居住、職業選択の自由】

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

【婚姻】

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

【生存権】

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【教育の権利義務】

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【基本的人権の本質】

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

同和対策審議会答申(抜粋)

昭和40年8月11日 同和対策審議会

前文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期間を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国及び特定の地区の実態の調査も行なった。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

(中略)

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新らしく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の精神を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終始符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第1部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混住するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいを受けている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」(以下単に「同和地区」という。)の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにははっきり断言しておかなければならないのは同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民であるということである。すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定さ

れ、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新後の近代から解消への過程をたどっているということができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最低辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまりかわらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活を続けてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によりやがて同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行なうようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は、「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最低辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままでもと残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。

けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段

階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字では封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就業の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の解明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待しがたいであろう。

(中略)

第3部 同和対策の具体案

これまでの同和対策は、明治維新の際の太政官布告を拠りどころとするものであって、それはそれなりに無視することのできない意義をもっていた。けれども現時点における同和対策は、日本国憲法に基づいて行われるものであって、より積極的な意義をもつものである。その点では同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に

推進されなければならない。

したがって、同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策でなければならないのである。

以上の諸施策は、各々その分野において強力に推進されなければならないが、同時に、総合対策として統一的に把握され、有機的かつ計画的に実施されなければならない。

(中略)

4 教育問題に関する対策

(1) 基本的方針

同和問題の解決に当って教育対策は、人間形成に主要な役割を果すものとしてとくに重要視されなければならない。すなわち、基本的には民主主義の確立の基礎的な課題である。したがって、同和教育の中心的課題は法もとの平等の原則に基づき、社会の中に根づよく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである。この教育では、教育を受ける権利(憲法第26条)および教育の機会均等(教育基本法第3条)に照らして、同和地区の教育を高める施策を強力に推進するとともに個人の尊厳を重んじ、合理的精神を尊重する教育活動が積極的に、全国的に展開されねばならない。特に直接関係のない地方においても啓蒙的教育が積極的に行なわれなければならない。

A 同和教育についての基本的指導方針の確立の必要

同和対策としての同和教育に関しては、遺憾ながら国として基本的指導方針の明確さに欠けるところがある。

人権尊重の民主主義教育の推進が、地域格差の解消に役立つことを否定するものではない。しかし、戦後の民主教育がその方面に効果をあげつつも、戦後20年の今日、依然として恥ずべき差別が日本の社会に蔽として存在していることは反省されなければならない。

すなわち、憲法と教育基本法の精神にのっとり基本的人権尊重の教育が全国的に正しく行なわれるべきであり、その具体的展開の過程においては地域の実情に即し、特別の配慮に基づいた教育が推進される必要がある。しかも、それは、同和地区に限定された特別の教育ではなく、全国民の正しい認識と理解を求めるといふ普遍的教育の場において、考慮しなければならない。このような認識の上に同和教育の基本的指導方針が、国として確立される必要がある。

なお、同和教育を進めるに当たっては、「教育の中立性」が守られるべきことはいうまでもない。同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育であるといったような考え方はさけられなければならない。

B 教育行政機能の積極性

国の指導方針の不明確の現状は、都道府県教育委員会などの対策においていちじるしい格差を生じ、民間教育団体の動きにもまた、さまざまな相違が生じ、その影響は義務教育段階においてとくにいちじるしい。このような格差のある教育行政の存在は、同和地区解放に大きな影響を与えるものである。全国的に均衡のとれた行政体制の確立が要望される。

C 同和教育指導者の不足と充実

同和教育は、学校教育、社会教育、さらに家庭教育をふくめたすべての教育の場で進められる。そのさいとくに必要となるのは地区と一般地区の別を問わず、同和問題に対して深い認識と理解をもつ指導者の不足していることである。

同和教育が効果的に進められている地方は、この方面の教育に関心をもつ教員や指導者数に比例するともいえる。すなわち、地方の実情からすると、学校教育にせよ、社会教育にせよ、熱意のある指導者の存在するところが、同和教育は行届いているといえる。

地区住民の生活向上、社会の差別意識の撤廃等は、その根本は深く、かつ広いので、その打開は必ずしも容易でない。特に解放の基礎となる生活と文化を高めるために、指導者の必要性が痛感される。

D 政府機関相互の連絡の調整

あえて、同和教育ばかりをいうのではない。しかし、とくに同和対策関係諸官庁の横の連絡には、欠陥が多い。

学校教育における長欠、不就学の処置は、厚生省所管の生活保護ならびに社会保障との関連を必要とし、中学卒、高校卒の就職は、進路指導にともなって、労働省関係の職業訓練、就職斡旋と関係する。社会教育については、社会教育関係団体である青年団体、婦人団体との連携を密にし、厚生省所管の隣保館などの福祉施設と、文部省所管の公民館ならびに集会所との関係など、調整を要する部面も少なくない。

(2) 具体的方策

A 学校教育

(a) 同和教育の目標、方法の明示

同和教育の具体的な指導の目標、及び具体的な方法を明確にし、その徹底をはかること。

とくに、差別事象等の発生した場合には教育の場においてその正しい認識を与えるよう努力すること。

(b) 学力の向上措置

同和地区子弟の学力の向上をはかることは将来の進学、就業ひいては地区の生活や文化の水準の向上に深い関係があるので、他の施策とあいまって、児童生徒の学力の向上のため、以下に述べるような教育条件を整備するとともにいっそう学習指導の徹底をはかること。

(c) 進路指導に関する措置

同和地区生徒に対する進路指導をいっそう積極的に行なうこと。

特に就職を希望する生徒に対しては、職業安定機関等の密接な協力を得て、生徒の希望する産業や事業所への就職が容易にできるようにするとともに、将来それらの職業に定着するよう指導すること。

(d) 保健、衛生に関する措置

同和地区児童生徒について、集団検診を励行するなど、保健管理及び保健指導について特別の配慮をすること。

(e) 同和地区児童生徒に対する就学、進学援助措置

a 経済的事由により、就学が困難な児童生徒にかかる就学奨励費の配分にあたっては特別の配慮をすること。

b 高等学校以上への進学を容易にするため特別の援助措置をすること。

(f) 同和地区をもつ学校に対しては、教員配分について関係府県の教育委員会は特別の配慮をすること。

(g) 教職員の資質向上、優遇に関する措置

a 教員養成学部を置く大学においては、教員となるものに対し、同和問題に関し理解を

深めるよう特別の措置を講ずること。

- b 教職員(教員、校長、教育委員会職員)に対し、同和教育に必要な資料を作成配布すること。同和地区を持つ学校の教職員については、特別昇給等の優遇措置を講ずること。
- (h)学校の施設、設備の整備に関する措置
貧困家庭の多い同和地区をもつ小中学校および幼稚園の施設整備をいっそう促進するため、特別の配慮を行なうこと。
- (i)同和教育研究指定校に関する措置
国および府県は同和教育研究指定校の増設および研究費について増額すること。
- (j)同和教育研究団体等に対する助成措置
同和教育に関し、教育研究団体等の行なう研究に対し、補助を行なうこと。

B 社会教育

- (a)同和地区における青年、成人、婦人等を対象とした学級、講座、講演会、講習会等の開設、開催を奨励援助し、住民がその教育水準を向上して家庭および地域社会における人間関係の改善をはかるとともに生活を合理化するための機会を提供すること。
- (b)一般地区における青年、成人、婦人等を対象とした青年学級、成人学級、家庭教育学級、講演会、講習会等において、人権の尊重、合理的な生活の態度、科学的な精神、社会的連帯意識等の課題を積極的に学習内容にとりあげるとともに、地域の実情に即して同和問題について理解を深めるよう社会教育活動を推進すること。
- (c)同和地区における住民の自主的、組織的な教育活動を促進し、住民みずからの教育水準の向上を助けるために、子供会、青年団、婦人会等少年、青年、婦人等を対象とした社会教育関係団体の結成を援助し、その積極的な活動を奨励すること。なお、地区の実情等に即して同和問題の理解を深めるよう、同和地区における学校、社会、家庭の有機的な連携をとるよう奨励すること。
- (d)差別事象がおきた際には、社会教育においてもその事象に即して適切な教育を行なうよう配慮すること。
- (e)同和地区の社会教育施設の効果的な運営をはかるため、当該施設に専任の有能な職員を配置すること。
- (f)社会教育における同和教育の指導者の資質の向上と、指導力の強化をはかること。
- (g)指導者の資質の向上のために教育委員会その他の社会教育に関係のある機関においては、地方の実情等に応じて社会教育における同和教育の参考資料を作成し、同和教育に関する指導者研修会等において相互に事例発表、情報交換等を積極的に行なうこと。
- (h)同和地区における教育水準の向上をはかるために同和地区集会所の整備、充実をはかること。なおその際、隣保館との有機的な連携に配慮すること。
- (i)同和地区集会所の設置費国庫補助については、坪単価、補助対象面積、補助対象設備品目等の改善をはかること。なお市町村が設置する同和地区集会所の事業費についても国の助成措置を拡充するよう配慮すること。
- (j)同和地区集会所の運営にあたっては、これを単に住民の公共的利用に供するばかりでなく、集会所みずから学級、講座等社会教育活動を積極的に展開し、社会教育施設としての機能を十分発揮するよう考慮すること。

(後略)

結語 同和行政の方向

同和問題の根本的解決にあたっては、以上に述べた認識に立脚し、その具体案を強力かつすみやかに実施に移すことが国の責務である。したがって国の政治的課題としての同和対策を政策のなかに明確に位置づけるとともに、同和対策としての行政施策の目標を正しく方向づけることが必要である。そのためには国および地方公共団体が実施する同和問題解決のための諸施策に対し制度的保障が与えられなければならないが、とくに次の各項目についてすみやかに検討を行ない、その実現をはかることが、今後の同和対策の要諦である。

- ①現行法規のうち同和対策に直接関係する法律は多数にのぼるが、これら法律に基づいて実施される行政施策はいずれも多分に一般行政施策として運用され、事実上同和地区に関する対策は枠外におかれている状態である。これを改善し、明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する「特別措置法」を制定すること。
- ②同和対策は、今後の政府の施策の強化により新しい姿勢をもって推進されるべきであるが、このためにはそれに応ずる新たな行政組織を考慮する必要がある。政府の施策の統一性を保持し、より積極的にその進展をはかるため、従前の同和問題閣僚懇談会をさらに充実するとともに施策の計画の策定およびその円滑な実施などにつき協議する「同和対策推進協議会」の如き組織を国に設置すること。
- ③地方公共団体における各種同和対策の水準の統一をはかり、またその積極的推進を確保するためには、国は、地方公共団体に対し同和対策事業の実施を義務づけるとともに、それに対する国の財政的助成措置を強化すること。この場合、その補助対象を拡大し、補助率を高率にし、補助額の実質的単価を定めることなどについて、他の一般事業補助に比し、実情を配慮した特段の措置を講ずること。
- ④政府による施策の推進に対応し、これを補完し、かつ可及的すみやかにその実効を確保するため、政府資金の投下による事業団形式の組織が設立される等の措置を講ずること。
- ⑤同和地区内における各種企業の育成をはかるため、それらに対する特別の融資等の措置について配慮を加えること。
- ⑥同和問題の根本的解決と同和対策の効率的な実施のためには、長期的展望の下に、総合計画を策定し、環境改善、産業、職業、教育などの各面にわたる具体的年次計画を樹立すること。

同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について (地域改善対策協議会意見具申)(抜粋)

平成8年5月17日 地域改善対策協議会

1 同和問題に関する基本認識

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)にも加入し、「人権教育のための国連10年」への本格的な取組みも開始された。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消をめざす国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る申告かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日でも早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和対策審議会答申(同対審答申)は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の問題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時にさしかかっていると見えよう。

4 今後の重点施策の方向

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

① 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根強く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題の固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

② 実施体制の整備と内容の創意工夫

国や地方公共団体においては、これまでの積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえて、実施体制の整備や必要な施策について検討すべきである。その際、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等による差別意識の解消に向けた教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進という観点を踏まえる必要がある。また、従来特別対策として行ってきた学校教育や社会教育の関係事業、及び就労対策、農林漁業対策、中小企業対策の中で行ってきたものを含む各種の啓発事業については、人権教育、人権啓発の推進という観点から再構成すべきである。

公益法人等の公的な性格を有する民間団体、社会教育関係団体や民間企業も、今後の社会及び啓発において重要な役割を担うことが期待される。特に、財団法人地域改善啓発センターは、啓発活動の実践、多様な主体が実施する教育、啓発活動に対する情報提供など種々の支援等の面で引き続き重要な役割を果たしていくことが期待され、今後の教育及び啓発との関連において、その在り方を必要に応じて見直していくことが望まれる。

今後の教育及び啓発をさらに効果的なものとしていくためには、それぞれの主体における実施体制の整備とあわせ、多様な主体が連携協力するための横断的なネットワークの形成、その中核的な媒体となる情報データベースの整備、公務員研修等を通じた指導者の養成、優れた教材や手法を開発するための調査研究など、教育や啓発の共通基盤とな

る要素が整備される必要がある。また、人材養成等の観点から、大学教育においても人権問題に対する一層の対応が強く望まれる。

教育及び啓発の内容の面でも、様々な課題に対する国際的な人権教育・啓発の成果、経緯等も踏まえ、公正で広く国民の共感を得られるような更なる創意工夫を凝らし、家庭、地域社会、学校などの日常生活の中で実践的に人権意識を培っていくことが必要である。このため、例えば、多様な興味関心への対応、知識の伝達にとどまらない日常生活や地域の実態に即した実践性、感性への訴えかけ、誰もが参加しやすい明るく楽しい雰囲気づくりと意見や感想の自由な交換の重視、マスメディアの活用といった観点から、その内容・手法については一層の創意工夫を凝らしていくことが望まれる。

また、いたずらに「禁句」にとられることにより、意識の中に建前と本音の乖離が生じ、問題の本質の正しい理解が妨げられることのないよう、特に留意すべきである。その意味でもメディアの役割は重要である。

(2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化

① 基本的な考え方

同和問題の本質的な課題は、同和関係者に対する人権侵害の解消を図るとともに人権侵害が発生しないような社会的意識を確立することであるが、残念ながら今なお同和関係者に対する人権侵害が生じている。不幸にして人権侵害が発生した場合には、司法機関による解決のほか、人権擁護機関が中立公正な立場から相談、勧告等の対応をしてきたところであるが、現行の体制では被害の簡易迅速な救済という観点からはなお十分なものとは言えない。

人権擁護制度の在り方は、その国の人権に対する姿勢を示していると言っても過言ではない。同和関係者に対する人権侵害などあらゆる人権侵害に対して、被害の救済を含めてより有効な対応が図られるよう、人権擁護制度の充実強化に取り組むべきである。教育及び啓発という観点からも、人権侵害が発生した際に、関係者に対し適切な人権擁護措置を講ずることは極めて大きな意味をもつものと考えられる。

② 人権侵害救済制度の確立

あらゆる人権侵害に対して、事実関係の調査や被害の救済等を含め簡易迅速かつ有効適切な対応が図られるよう、各国の取組み等国際的な潮流も視野に入れ、現行の人権擁護制度を抜本的に見直し、21世紀にふさわしい人権侵害救済制度の確立を目指して鋭意検討を進めるべきである。

③ 人権擁護委員制度の充実と人権相談業務の推進

上述のように人権擁護制度全般にわたって突っ込んだ検討が必要であるが、人権擁護委員制度の在り方についても、既に種々の問題点が指摘されているところであり、より積極的な活動が期待できる適任者を確保するための方策、人権擁護委員の活動をより活性化するための方策、さらにはその活動を実効あるものにするための方策等について、総合的に検討する必要があるものと考えられる。

人権相談業務は、人権侵害による被害の救済等の対応の端緒として重要な意味を持っている。法務局等の人権擁護機関と地方公共団体は相互に緊密な連携の下に、公共施設などの国民の利用しやすい場所において市民がいつでも気軽に相談できるような窓口の整備を積極的に進めるべきである。また、相談に応じる職員や人権擁護委員の対応能力の向上を図ることも不可欠である。さらに、人権擁護制度について国民に知ってもらうための努力も重要であり、教育・啓発活動と連携を図りつつ、人権相談業務の内容、相談体制について積極的に周知を図るべきである。

(3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行

① 基本的な考え方

既に述べたように、現行の特別対策期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない。今後の施策のニーズには必要な各般の一般対策によつて的確に対応していくということであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

この一般対策への移行を円滑に行うためには、下記に述べるような一部の事業等については一定の工夫が必要と考えられる。その具体化に当たっては、一般対策への移行の趣旨に照らせば限定的でなければならないが、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。

② 工夫の方向

(中略)

社会福祉の分野においては、隣保館については、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、今後一層発展していくことが望まれる。地域の実態把握や住民相談といった基本的な機能に加え、教養文化活動の充実や地域のボランティアグループとの連携など地域社会に密着した総合的な活動を展開し、さらにこれらの活動を通じて日常生活に根ざした啓発活動を行うことが期待される。このため、隣保館の地域施設において各種の事業を総合的にかつ活発に展開することができるよう、国として適切に対応すべきである。また、保育についても、家庭環境に対する配慮や地域との連携など、きめ細かな保育を行っていきけるよう、国として適切に対応すべきである。

教育の分野においては、高等学校の進学率や中退率、また大学への進学率をみても全国平均と比べてなお較差がみられる状況であり、その背景にある様々な要因も考慮した場合、教育を巡る課題は今なお多く、較差の解消にはある程度の時間を要するものと考えられる。高等学校進学奨励費補助事業については、教育が就労の安定、生活水準の向上等社会生活の多くの分野の改善を図る上での基礎的条件をなすものであることにかんがみ、他の奨学金制度との整合性、運用の適正化等、様々な論議に留意しながら、当面、所要の施策を講ずることが望ましいと考えられる。その際、これまでの成果が損なわれることのないよう十分配慮し、自立促進の観点に立ち、今後一層の進学意欲と学力の向上を

目指して、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取り組みが必要である。

(中略)

(4) 今後の施策の適正な推進

① 基本的な考え方

これまでの当協議会意見具申等の中で、行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりの必要性が指摘されているが、今日においてもなお十分な状況とは言えない。それだけ、この問題の難しさがあるものと考えられるが、引き続き、これらを達成するための息の長い取り組みが必要である。

② 行政の主体性の確立

これまでの指摘を踏まえた国や地方公共団体の努力により、改善された点も見られるものの、残念ながら、実態調査の結果からみてなお課題が残されている状況であり、具体的な問題点について引き続き厳しく是正すべきである。

このため、行政職員の研修の体系的な実施に努めるとともに、個人給付的事業における返還金の償還率の向上等の適正化、著しく均衡を失った低家賃の是正、民間運動団体に対する地方公共団体の補助金等の支出の一層の適正化、公的施設の管理運営の適正化、教育の中立性の確保について、引き続き関係機関を指導すべきである。

(中略)

④ えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、その行為自体が問題とされ排除されるべきものであるだけでなく、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる者や同和関係者に対する国民のイメージを著しく損ねるものである。そして、国民に対して、この問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな阻害要因となっている。

(中略)

えせ同和行為に対処するには、同和問題を正しく理解することが何よりも重要である。また、刑事事件に該当するものについては引き続き厳格に対処すべきであり、不当要求には毅然とした態度をとること、組織全体で対応すること、法務局、警察の暴力取締担当部署、弁護士会の民事介入暴力被害者救済センターなどに早期に相談すること等を行政機関、企業等に更に徹底すべきである。なお、同調査結果では、えせ同和行為に対して行政機関が無責任な対応をし、企業が不信感を持っていることをうかがわせる事例もみられることから、行政機関が率先して毅然とした態度をとるよう特に徹底すべきである。

⑤ 同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり

「同和問題はこわい問題であり避けたほうがよい」という風潮は、依然としてえせ同和問題が横行する背景となり、行政の主体性の欠如を生み、この問題に関する自由な意見交換を阻害してきた。教育や啓発を真に実効あるものとし、人権が尊重される社会を築きあげていくには、その基盤として同和問題に対する正しい認識を深めるための自由な意見交換のできる環境づくりが不可欠である。同時に、教育や啓発に当たって、意見や感想

を表明しやすい方法を工夫することも重要と考えられる。

(5) その他

国においては、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等を通じ、同和問題をはじめとする差別意識の解消に向けた教育及び啓発を総合的かつ効果的に推進できるよう、その体制の在り方について検討する必要があると考えられる。その際、既に述べた「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けた今後の政府全体としての取組みにおける連絡調整体制についてもその在り方を併せて検討すべきである。

地方公共団体においても、本報告を受けた国の施策の今後の方向及びその趣旨を踏まえ、地方単独事業について更に見直しを行うことが強く望まれるほか、同和問題の解決と人権の尊重に向けた行政の取組みについて改めて検討すべき時期にきているものと考えられる。その際、国と同様、「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進体制の在り方や「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けた今後の取組みにおける連絡調整体制の在り方についても検討すべきである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日公布・施行 法律第 147 号

【目的】

第一条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

【定義】

第二条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

【基本理念】

第三条

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

【国の責務】

第四条

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【地方公共団体の責務】

第五条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【国民の責務】

第六条

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

【基本計画の策定】

第七条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

【年次報告】

第八条

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

【財政上の措置】

第九条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

【施行期日】

第一条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

【見直し】

第二条

この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二百十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

【衆議院における附帯決議】

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 一 人権教育および人権啓発に関する基本計画の策定にあたっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権に関わる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 二 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 三 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

【参議院における附帯決議】

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講じること。
 - 二 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
 - 三 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
 - 四 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組みに努めること。
- 右決議する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 25 年6月 26 日公布・平成 28 年4月1日施行 法律第 65 号

第一章 総則

【目的】

第一条

この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

【定義】

第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
- 八 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

- 二 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
- ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- ハ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

【国及び地方公共団体の責務】

第三条

国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

【国民の責務】

第四条

国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

【社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備】

第五条

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条

政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項
 - 五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

【行政機関等における障害を理由とする差別の禁止】

第七条

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

【事業者における障害を理由とする差別の禁止】

第八条

事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

【国等職員対応要領】

第九条

国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

【地方公共団体等職員対応要領】

第十条

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

【事業者のための対応指針】

第十一条

主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

【報告の徴収並びに助言、指導及び勧告】

第十二条

主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

【事業主による措置に関する特例】

第十三条

行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

【相談及び紛争の防止等のための体制の整備】

第十四条

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

【啓発活動】

第十五条

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

【情報の収集、整理及び提供】

第十六条

国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

【障害者差別解消支援地域協議会】

第十七条

国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

【協議会の事務等】

第十八条

協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

【秘密保持義務】

第十九条

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

【協議会の定める事項】

第二十条

前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

【主務大臣】

第二十一条

この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

【地方公共団体が処理する事務】

第二十二条

第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

【権限の委任】

第二十三条

この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

【政令への委任】

第二十四条

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条

第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条

第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

【施行期日】

第一条

この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

【基本方針に関する経過措置】

第二条

政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

【国等職員対応要領に関する経過措置】

第三条

国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

【地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置】

第四条

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

【対応指針に関する経過措置】

第五条

主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

【政令への委任】

第六条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【検討】

第七条

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況に

ついて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた

取組の推進に関する法律

平成28年6月3日公布・施行 法律第68号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

【目的】

第一条

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

【定義】

第二条

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

【基本理念】

第三条

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

【国及び地方公共団体の責務】

第四条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

【相談体制の整備】

第五条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

【教育の充実等】

第六条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

【啓発活動等】

第七条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

【施行期日】

1 この法律は、公布の日から施行する。

【不当な差別的言動に係る取組についての検討】

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

衆議院における附帯決議

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。
- 二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。
- 四 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

参議院における附帯決議

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。
- 二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日公布・施行 法律第109号

【目的】

第一条

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

【基本理念】

第二条

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

【国及び地方公共団体の責務】

第三条

国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

【相談体制の充実】

第四条

国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

【教育及び啓発】

第五条

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

【部落差別の実態に係る調査】

第六条

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院法務委員会における附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院法務委員会における附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する

国民の理解の増進に関する法律

令和5年6月23日公布・施行 法律第68号

【目的】

第一条

この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

【定義】

第二条

この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

【基本理念】

第三条

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

【国の役割】

第四条

国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

【地方公共団体の役割】

第五条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

【事業主等の努力】

第六条

事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【施策の実施の状況の公表】

第七条

政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

【基本計画】

第八条

政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公

表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

【学術研究等】

第九条

国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

【知識の着実な普及等】

第十条

国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議】

第十一条

政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

【措置の実施等に当たっての留意】

第十二条

この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

【施行期日】

第一条

この法律は、公布の日から施行する。

【検討】

第二条

この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

主な人権関連法令の一覧

分野	法令の名称	公布日	備考 ※()は通称・略称
人権全般	日本国憲法	昭和 21 年 11 月 3 日	
	教育基本法	昭和 22 年 3 月 31 日	平成 18 年全部改正
	人身保護法	昭和 23 年 7 月 30 日	
	人権擁護委員法	昭和 24 年 5 月 31 日	
	人権擁護施策推進法	平成 8 年 12 月 26 日	平成 14 年 3 月失効
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成 12 年 12 月 6 日	
インターネット	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	平成 14 年 5 月 27 日	(プロバイダ責任制限法) 令和 6 年一部改正
	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律	令和 6 年 5 月 17 日	(情報流通プラットフォーム対処法)
部落差別問題	同和対策事業特別措置法	昭和 44 年 7 月 10 日	昭和 57 年失効
	地域改善対策特別措置法	昭和 57 年 3 月 31 日	昭和 62 年失効
	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	昭和 62 年 3 月 31 日	平成 14 年失効
	部落差別の解消の推進に関する法律	平成 28 年 12 月 16 日	(部落差別解消推進法)
女性	母子及び父子並びに寡婦福祉法	昭和 39 年 7 月 1 日	
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和 47 年 7 月 1 日	(男女雇用機会均等法)
	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成 3 年 5 月 15 日	(育児介護休業法)
	男女共同参画社会基本法	平成 11 年 6 月 23 日	
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成 12 年 5 月 24 日	(ストーカー規制法)
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成 13 年 4 月 13 日	(DV 防止法)
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成 27 年 9 月 4 日	(女性活躍推進法)
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	令和 4 年 5 月 25 日	
子ども	学校教育法	昭和 22 年 3 月 31 日	
	児童福祉法	昭和 22 年 12 月 12 日	
	少年法	昭和 23 年 7 月 15 日	
	社会教育法	昭和 24 年 6 月 10 日	
	勤労青少年福祉法	昭和 45 年 5 月 25 日	
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成 11 年 5 月 26 日	(児童ポルノ禁止法)
	児童虐待の防止等に関する法律	平成 12 年 5 月 24 日	
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	平成 15 年 6 月 13 日	(出会い系サイト規制法)

こども	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律	平成 20 年 6 月 18 日	(教科書バリアフリー法)
	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	平成 20 年 6 月 18 日	(青少年インターネット環境整備法)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成 25 年 6 月 26 日	(子どもの貧困対策法)
	いじめ防止対策推進法	平成 25 年 6 月 28 日	
	こども基本法	令和 4 年 6 月 22 日	
高齢者	老人福祉法	昭和 38 年 7 月 11 日	
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和 46 年 5 月 25 日	
	高齢社会対策基本法	平成 7 年 11 月 15 日	
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成 13 年 4 月 6 日	
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	平成 17 年 11 月 9 日	(高齢者虐待防止法)
	共生社会の実現を推進するための認知症基本法	令和 5 年 6 月 16 日	(認知症基本法)
高 齢 者 障 が い 者	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成 18 年 6 月 21 日	(バリアフリー新法)
障 が い 者	身体障害者福祉法	昭和 24 年 12 月 26 日	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和 25 年 5 月 1 日	
	知的障害者福祉法	昭和 35 年 3 月 31 日	
	障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和 35 年 7 月 25 日	
	障害者基本法	昭和 45 年 5 月 21 日	
	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律	平成 5 年 5 月 26 日	
	身体障害者補助犬法	平成 14 年 5 月 29 日	
	発達障害者支援法	平成 16 年 12 月 10 日	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成 24 年 6 月 27 日	(障害者総合支援法) (旧)障害者自立支援法
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成 25 年 6 月 26 日	(障害者差別解消法)
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	平成 30 年 6 月 13 日	
	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律	平成 31 年 4 月 24 日	令和 6 年全部改正
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律	令和 4 年 5 月 25 日	
	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律	令和 6 年 10 月 17 日	
	外 国 人	出入国管理及び難民認定法	昭和 26 年 10 月 4 日
外国人登録法		昭和 27 年 4 月 28 日	
国際受刑者移送法		平成 14 年 6 月 12 日	

	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	平成 28 年 6 月 3 日	(ヘイトスピーチ解消法)
医療等	公害健康被害の補償等に関する法律	昭和 48 年 10 月 5 日	
	らい予防法の廃止に関する法律	平成 8 年 3 月 31 日	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	平成 10 年 10 月 2 日	(感染症法)
	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律	平成 13 年 6 月 22 日	(ハンセン病補償法)
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成 20 年 6 月 18 日	(ハンセン病問題基本法)
	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	令和元年 11 月 22 日	
性的少数者	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成 15 年 7 月 16 日	
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	令和 5 年 6 月 23 日	
犯罪被害者等	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	昭和 56 年 1 月 1 日	(犯罪被害者給付金支給法)
	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律	平成 12 年 5 月 19 日	(犯罪被害者保護法)
	犯罪被害者等基本法	平成 16 年 12 月 8 日	
様々な人権問題	労働基準法	昭和 22 年 4 月 7 日	
	生活保護法	昭和 25 年 5 月 4 日	
	行政不服審査法	昭和 37 年 9 月 15 日	
	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	昭和 41 年 7 月 21 日	令和元年改正 パワーハラスメントの防止対策法制化
	消費者基本法	昭和 43 年 5 月 30 日	
	行政手続法	平成 5 年 11 月 12 日	
	中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	平成 6 年 4 月 6 日	(中国残留法人等支援法)
	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	平成 9 年 5 月 14 日	(アイヌ文化振興法)
	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律	平成 11 年 8 月 18 日	
	消費者契約法	平成 12 年 5 月 12 日	
	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律	平成 12 年 12 月 6 日	
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成 14 年 8 月 7 日	
	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	平成 14 年 12 月 11 日	(拉致被害者支援法)
	個人情報の保護に関する法律	平成 15 年 5 月 30 日	
	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	平成 15 年 5 月 30 日	

様々な人権問題	少子化社会対策基本法	平成 15 年 7 月 30 日	
	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律	平成 16 年 5 月 28 日	
	公益通報者保護法	平成 16 年 6 月 18 日	
	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	平成 17 年 5 月 25 日	
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成 18 年 6 月 23 日	(北朝鮮人権侵害対処法)
	更生保護法	平成 19 年 6 月 15 日	(旧)犯罪者予防更生法
	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	平成 19 年 7 月 6 日	(住宅セーフティネット法)
	生活困窮者自立支援法	平成 25 年 12 月 13 日	
	再犯の防止等の推進に関する法律	平成 28 年 12 月 14 日	
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	平成 31 年 4 月 26 日	(アイヌ民族支援法)

法務省「人権教育・啓発白書」(令和6年度版)(抜粋)

人権課題	取組
女性	<p>◇男女平等の理念は、憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。)等において、男女平等の原則が確立されている。しかし、現実には今なお、男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じている。</p> <p>◇また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も依然として多く発生している。</p> <p>◇我が国が締約国となっている「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(昭和60年条約第7号。以下「女子差別撤廃条約」という。)は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、締約国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。</p>
こども	<p>◇我が国が締約国となっている「児童の権利に関する条約」(平成6年条約第2号。以下「児童の権利条約」という。)は、締約国が、適当かつ積極的な方法で同条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する旨を規定している(第42条)。</p> <p>◇文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は9万5,426件(対前年度比24.8%増)と依然として憂慮すべき状況が見られ、また、いじめの認知件数は68万1,948件(同10.8%増)となっている。「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価できるが、その一方で、いじめの重大事態の件数は923件(同30.7%増)となっており、教育上の大きな課題となっている。</p>
高齢者	<p>◇我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の者となっている。このような中、介護者等による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等による本人の財産の無断処分等の経済的虐待等といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっている。</p>

<p>障害のある人</p>	<p>◇障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められている。</p> <p>◇我が国では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、令和5年3月に閣議決定した「障害者基本計画(第5次)」に基づき、同年4月から障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係府省庁が連携し、同計画に基づく施策を着実に実施しているところである。</p> <p>◇平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)に基づき、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われている。</p>
<p>部落差別(同和問題)</p>	<p>◇部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である。</p> <p>◇この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善された。</p> <p>◇しかしながら、インターネット上の差別書き込み等の事案は依然として存在している。部落差別(同和問題)については、部落差別解消推進法及び附帯決議のほか、「部落差別の実態に係る調査結果報告書」の調査結果(令和2年6月)(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)を踏まえ、的確に対応していく必要がある</p>
<p>アイヌの人々</p>	<p>◇アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカ？」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っているが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。特に、母語としてアイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これら</p>

	<p>を次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつある。</p> <p>◇アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けて、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施していく必要がある。</p>
<p>外国人</p>	<p>◇我が国が締約国となっている「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(平成7年条約第26号。以下「人種差別撤廃条約」という。)は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を全ての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容とする。</p> <p>◇我が国に入国する外国人は、近年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少していたが、令和4年3月以降、水際対策を段階的に緩和したことにより、令和5年には約2,583万人(再入国者を含む。)と前年に比べ約2,163万人増加した。また、我が国に在留する外国人数は約341万人(令和5年末現在)で、過去最高となっている。</p> <p>◇こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生している。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから、平成28年6月3日にヘイトスピーチ解消法が施行されたが、今もなお、個人や企業等により差別的言動がなされる事案が報道されるなどしている</p>
<p>感染症</p>	<p>◇HIV(ヒト免疫不全ウイルス)や肝炎ウイルス等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にある。これらの感染症の感染者や患者、その家族等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害を受けるなどの人権問題が発生している。</p> <p>◇このような感染症をめぐる偏見や差別の解消のため、取組を推進していく必要がある</p>
<p>ハンセン病患者・元患者やその家族</p>	<p>◇ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる感染症であるが、「らい菌」の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気である。仮に感染したとしても発病することは極めてまれであり、現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば、後遺症が残ることもない。しかし、かつて我が国でとられた強制的な隔離政策により、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からのいわれのない偏見や差別の対象となってきた。</p> <p>◇平成13年5月の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決以後も、政府は、ハンセン病問題に対する正しい知識の</p>

	<p>普及啓発等に継続的に取り組んできた。しかし、偏見や差別の根絶には至らず、令和元年7月、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決を受けて公表した内閣総理大臣談話(以下「令和元年総理談話」という。)においては、我が国でかつてとられた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在し、患者・元患者とその家族が苦痛と苦難を強いられてきたことに対し、政府としての深い反省とおわびが示されるとともに、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずること、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示された。</p> <p>◇これを受けて、政府では、原告団等との「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議」を開催するなどして、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組んでいる。</p>
<p>刑を終えて 出所した人 やその家族</p>	<p>◇刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にある。刑を終えて出所した人等が、地域社会に包摂され、その一員として安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要である。</p> <p>◇政府においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 104 号)に基づく「第二次再犯防止推進計画」(令和5年3月 17 日閣議決定)等により、刑を終えて出所した人等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、広報・啓発活動を始めとする再犯の防止のための様々な施策を推進している。</p>
<p>犯罪被害者 やその家族</p>	<p>◇犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されている。</p> <p>◇こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成 16 年 12 月に「犯罪被害者等基本法」(平成 16 年法律第 161 号)が成立した。同法に基づき、令和3年3月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」では、「4つの基本方針」の下、「5つの重点課題」について 279 の具体的施策が掲げられ、関係府省庁において同基本計画に基づく施策が進められている。</p>

<p>インターネット上の人権侵害</p>	<p>◇インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生している。近時、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを契機として、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まっていることに鑑み、侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるとの法的評価を示し、これを抑止するため、令和4年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)では、侮辱罪の法定刑の引上げが行われた(同年7月7日施行)。引き続き、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要である。</p>
<p>北朝鮮当局によって拉致された被害者等</p>	<p>◇北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害である。</p> <p>◇拉致問題に関する啓発については、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(平成18年法律第96号。以下「北朝鮮人権法」という。)において、政府及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められている。</p> <p>◇また、人権教育・啓発に関する基本計画においては、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進するものと定められている。</p> <p>◇拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、政府は、拉致問題に関する国内外の理解促進に努めている。</p>
<p>ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等</p>	<p>◇平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)では、ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの人権に配慮することが定められている。同法は10年間の時限法として制定されたものであるが、平成24年6月にその期限が5年間延長され、平成29年6月に更に10年間延長されたところである。</p> <p>◇また、同法に基づき、令和5年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれている。</p>
<p>性的マイノリ</p>	<p>◇令和5年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェ</p>

<p>ティに 関する人権</p>	<p>ンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)(令和5年法律第68号。以下「理解増進法」という。)が議員立法により成立・施行された。</p> <p>◇政府は、理解増進法に基づき、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しており、関係府省庁が横断的に連携し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとしている。</p>
<p>人身取引 (性的サービスや労働の強要等) 事犯への適切な対応</p>	<p>◇人身取引(性的サービスや労働の強要等)は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。</p>
<p>震災等の 災害に伴う 人権問題</p>	<p>◇平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、死者1万5,900人、行方不明者2,520人の甚大な人的被害が生じた(警察庁調べ)未曾有の大災害である。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとした。東日本大震災による避難者は、被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県を中心に令和6年2月1日時点で2万9,328人に及んでいる(復興庁調べ)。</p> <p>◇このような大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づき他人を不当に扱ったり、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動は、人権侵害に当たり得るのみならず、避難や復興の妨げにもなりかねない。</p> <p>◇令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震においては、インターネット上の偽・誤情報が流通・拡散したことから、法務省及び総務省は、それぞれのSNSアカウントにより、正しい情報と冷静な判</p>

断に基づき、思いやりの心を持って行動すること、真偽の不確かな情報については、安易に拡散せず、国、地方自治体などの行政機関や国際機関などの専門機関、新聞やテレビなどの報道機関やファクトチェック団体が発表している情報を確認すること、どのような意図であれ、SNS 等に偽・誤情報を投稿する行為は、社会を混乱させたり、他人に迷惑をかけたり、罪になる場合もあるため、くれぐれも慎むこと等の注意喚起を実施したほか、総務省は、主要な SNS 等のプラットフォーム事業者に対し、利用規約等を踏まえた適正な対応を行うよう要請も行った。

人権教育・啓発に関する基本計画(第2次)(抜粋)

(平成14年3月15日閣議決定)

(令和7年6月6日閣議決定)

第3章 人権教育・啓発の意義・目的

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。前記のとおり社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえても、人権を尊重することの重要性は損なわれるものではなく、更に増しているといえる。

そして、全ての人がお互いの人権と尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、全ての人の人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められる。

2 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し(人権教育・啓発推進法第2条)、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行われなければならないことを旨としており(同法第3条)、日本国憲法及び「教育基本法」並びに国際人権規約、「児童の権利に関する条約」等の精神にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現に向けて、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることを目指す教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中にかかしていくことが求められている。

第4章 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、共生社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、我が国が締結している人権諸条約の趣旨にのっとり、推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念(第3条)を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

1 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発に関わる活動は、政府を始めとして、地方公共団体、企業を含めた民間団体等、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題が更に複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体の担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通じて実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体が相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

2 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じた、粘り強くこれを実施する必要がある。特に、人権教育・啓発を通じ、人権の意義や重要性を正しく理解するとともに、それらを直感的に捉える人権感覚を育み、様々な人権問題を自己のこととして捉える意識を広く社会に根付かせ、各人の日常生活における行動変容につなげることが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験を具体的に取り上げるなどして、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように配慮すべきである。また、こどもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、こどもが発達途上であることに十分留意した上でこどもの資質や特性に合わせた内容及び手法を選択することが望まれる。

さらに、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるほか、人権侵害の被害を受けた当事者の声を直接届けるなど、様々な創意工夫が求められる。

他方で、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関する正しい知識の下、物事を合理的に判断して行動するように働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

3 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接に関わる問題であることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発に関わる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方に

ついて多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。もっとも、人権教育・啓発を実施する上で、国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要であるという点を強調しすぎるが余り、あたかも「多数者(マジョリティ)」の理解が得られなければ「少数者(マイノリティ)」が権利を主張することができないかのように受け止められることがないよう、十分留意しなければならない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、人権侵害の被害を受けた当事者の声に真摯に向き合いつつも、特定の個人・団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。

第5章 人権教育・啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、遵法意識を含む社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、学習指導要領等に基づき、一人一人の幼児児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることを目指している。さらに、高等教育については、初等中等教育段階で育まれた資質・能力を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていくことを目指している。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進する。

第一に、あらゆる学校、教員等が人権教育に取り組みやすい環境の整備及び学校の教育課程内外における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、アーカイブを活用するなどして、その成果を学校等に提供する。また、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権などの根底を貫く人間尊重の精神を具体的な生活にいかすことに留意し、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進するため、優れた授業動画等を集約したアーカイブの充実を図るとともに、高等学校を含めた各学校や地域等が抱える課題に応じた取組を支援する。

第二に、こどもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した学習指導、生徒指導、進路指導等や学校運営に努める。特に、暴力行為やいじめなどの課題が憂慮すべき状況にある中、あらゆる教育活動の中で規範意識を培い、こうした行為が許

されないという指導を徹底するなど、こどもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第三に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実を図る。ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流など、体験活動の充実に取り組む。

第四に、地域に根差した人権擁護活動を行う人権擁護委員のコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)への参画や地域学校協働活動における人権啓発の取組等、学校と地域が連携・協働した人権教育を行うことができるよう、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進する。

第五に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促す。

第六に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、こどもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。また、教職員自身が学校の場等においてこどもの人権を侵害するような行為をすることは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進める。

イ 社会教育

社会教育においては、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、豊かな情操や自他の尊厳を尊重する心、生命を大切に作る心、善悪の判断などの人間形成の基礎を育む上で幼児期から重要な役割を果たし、全ての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、保護者自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもってこどもに示していくことが重要であることから、保護者・子の双方に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する保護者の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図る。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。

第三に、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の養成及びその資質の向上を図るため、養成講習や研修において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、社会教育における指導体制の充実を図る。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには、課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 課題横断的な人権課題に対する取組(インターネット上の人権侵害)

インターネットは、その普及とともに様々な分野にサービスが浸透し、国民生活の利便性向上にとって欠くことのできないツールとして存在している。とりわけ、近年は、スマートフォン、携帯ゲーム機、テレビなどの様々な機器を通じてインターネットを利用することができ、携帯電話事業者が提供する通信回線のみならず、公衆無線 LAN の利用環境も拡大するなど誰でも時間や場所を問わず情報の発信・入手・拡散をすることが極めて容易となり、これまで以上に他者との活発な交流が可能となった。

しかし、このようにインターネットがコミュニケーションツールとして普及する一方で、インターネット上の人権侵害が社会問題化している。インターネット上の人権侵害自体は古くから存在していたが、かつては電子掲示板における誹謗中傷等が主な問題であった。近年は、これに加えて情報の拡散力が圧倒的に高い SNS 等の登場もあいまって、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害など人権に関わる様々な問題が急速に深刻化している。

また、SNS 等は、震災等の災害発生時においても有益な情報を発信・入手し得る有効なツールである反面、不確かな情報に基づく他者への不当な扱い、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報の発信・拡散といった問題も発生しており、これは、人権侵害であるのみならず災害時の避難や災害後の復興の妨げにつながりかねない重大な問題である。加えて、このようなインターネット上の人権侵害は、個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、各人権課題を解消する上でも不可欠である。

こうした状況を踏まえ、政府においては、インターネット上の誹謗中傷への総合的な対策として、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を策定し、ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動や発信者情報開示に関する取組等を推進しているほか、令和4年7月に施行された「刑法等の一部を改正する法律」による侮辱罪の法定刑の引上げや、令和7年4月に施行された「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」22(いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」)による大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けといった法整備を行うなど、対策の強化を進めている。

また、政府においては、青少年のインターネット利用環境の変化やそれに伴う新たな課題を踏まえ、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」23 を策定し、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発を含めた取組を推進している。

さらに、「被害者」になった場合にどうすればよいかという点に重点を置いた教育・啓発のみならず、「加害者」にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発もより一層強化していく必要がある。こうした動向等を踏まえ、インターネット上の人権侵害の解消に向けた教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

同和教育の深化・充実を通して人権教育へ広げるための見直しについて(通知)

教委人同第346号
平成13年11月28日

大分県総務部総務課長
各市町村教育委員会教育長 様
各教育事務所長

大分県教育委員会教育長

同和教育の深化・充実を通して人権教育へ
広げるための見直しについて(通知)

本県における同和教育は、学校教育及び社会教育の分野において同和問題を解決するための取組みから始まりました。その取組みの中で、人権尊重の精神を貫く社会の実現に向けて、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての学習を通し、不合理な部落差別を中心としたあらゆる差別の解消を図る意欲と実践力をもった人間を育成することを目指して、今日まで取り組んできており一定の成果をあげています。

平成8年地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早急解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」において、人権教育の取組みが提起されました。人権教育は、すべての人の基本的人権が尊重され、一人ひとりの個性を尊重しさまざまな文化や多様性を認め合う共生社会を実現するため、あらゆる差別の解消を図る意欲と実践力をもった人間を育成することを目指した教育活動とされています。

同和教育と人権教育との関連では、これまでの同和教育は、人権の確立に向けた具体的な取組みとして大きな役割を果たしてきており、今日求められている人権教育の取組みにつながるものといえます。

また、同和教育は体系的でかつ効果が期待できる優れた手法を築いており、今後ともその取組みを大切に、さらに発展させなければならないと考えています。人権教育の個別課題の一つとなる同和問題は未だに多くの課題を抱えており、今後も人権問題の重要な柱として位置づけ、その解決に向けた教育の取組みを時間をかけて粘り強く努力していく必要があります。

以上のことから、今後、人権教育を推進していくに当たっては、これまでの同和教育をさらに深化・充実していくことを通して人権教育へと広げていくことが求められます。

については、別紙「同和教育の深化・充実を通して人権教育へと広げるための見直しの視点」を踏まえ、新たな角度から現状の見直しを行うよう関係者に周知させるとともに、共生社会実現に向けて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図る意欲と実践力をもった県民を育成するため、格段の努力をされるようお願いいたします。

同和教育の深化・充実を通して人権教育へと広げるための見直しの視点
大分県教育委員会

【学校教育】

1 表記について

- (1) 原則として、同和教育を人権教育に変更する。
- (2) 当分の間、人権・同和教育も可とする。

2 教職員の意識について

- (1) 人権教育の推進の意義を理解しているか。
 - ① 地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」、人権擁護推進審議会答申「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深める為の教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、県教育委員会人権教育指導方針の内容を理解しているか。
 - ② 人権問題の重要8課題、同和問題、女性をめぐる問題、子どもをめぐる問題、高齢者をめぐる問題、障害者をめぐる問題、外国人等をめぐる問題、医療をめぐる問題、その他さまざまな人権をめぐる問題の内容を把握しているか。
 - ③ 「人権教育のための国連10年」大分県行動計画の趣旨・内容を理解しているか。
- (2) 人権問題の解決を教職員自らの課題として受け止めているか。
 - ① 人権問題の扱いが建前に終始していないか。
 - ② 人権教育が担当者任せになっていないか。
 - ③ 教職員意識調査を実施し、その把握に努めているか。

3 校内の推進体制について

- (1) 同和教育推進委員会を人権教育推進委員会に名称変更し、分掌に位置付けているか。
 - ① 規模は適正で十分に機能しているか。
 - ② 定期的に行われているか。
 - ③ 校長・教頭等の管理職が所属しているか。
- (2) 推進委員会では以下の内容について確認・協議されているか。
 - ① 人権教育課題を把握し、校内の人権教育方針及び児童・生徒の発達段階に応じた年間指導計画が作成されているか。
 - ② 保・幼・小・中・高・盲・聾・養護学校の連携が図られているか。
 - ③ 教職員研修会を計画的に企画・実施しているか。
 - ④ 保護者啓発を行っているか。
 - ⑤ 問題事象等の対応について確立しているか。
- (3) 学年間、学級間の連携をはじめ学校全体で取り組んでいく人権教育推進体制が明確にされているか。

4 教職員研修について

- (1) 県教育委員会、研究団体、運動団体等の実施している研修会等の目的と意義

- を十分に理解し参加しているか。
- (2) 教職員の人権意識の高揚、教育活動の充実に向けた研修会を定期的を実施しているか。
 - (3) 研修会の内容に人権問題の重要8課題が盛り込まれているか。
 - (4) 人権問題の重要8課題について関係者との交流の場が持たれているか。
 - (5) 各種研修会の環流報告がなされているか。
 - (6) 関係資料の収集、保存、活用がなされているか。

5 人権教育の実践について

- (1) 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において人権教育の視点に立った教育が展開されているか。

《人権教育の視点》(例)

- ① 一人ひとりの個性を尊重し、様々な文化や多様性を認め合う共生社会の実現をめざす。
 - ② 人権を大切にすることが日常生活の中で当たり前となる人権という普遍的文化の構築をめざす。
 - ③ 他者の喜びや心の痛みなどを感じ取れる感性、共に生きる態度、倫理観、正義感等の豊かな人間性を培う。
 - ④ 差別や不合理を見抜く科学的、合理的な思考力や、それらを許さず解決しようとする意欲と実践的な態度を育成する。
 - ⑤ 他人の言動に惑わされることなく、自分で判断し、正しいと思うことは進んで実践するなど、自ら学び・考え・行動する力を培う。
- (2) 管理職が人権教育の具体的な実践内容を十分把握したうえで、職員に的確な指示をしているか。
 - (3) 人権教育を推進していくための時間が十分確保されているか。
 - (4) 同和問題をはじめとする様々な人権問題を地域や学校の実態に応じて適切に位置付けているか。
 - (5) それぞれの人権問題の実態、歴史、現状がきちんと把握・理解できているか。
 - (6) 教材の位置付けにおいて、教育の中立性が確保されているか。

6 地域や保護者との連携について

- (1) 人権問題や人権教育について、保護者向けに啓発や研修会を実施しているか。
- (2) 地域の人材を授業や研修会の講師として活用しているか。
- (3) 地域・家庭・学校の連携を密にとっているか。
- (4) 自校の人権教育の取組を地域や保護者に説明しているか。

【社会教育】

1 表記について

- (1) 原則として、同和教育を人権教育に変更する。
- (2) 当分の間、人権・同和教育も可とする。

2 社会教育関係職員の意識について

- (1) 人権教育の推進の意義を理解しているか。
 - ① 地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」、人権擁護推進審議会答申「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深める為の教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、県教育委員会人権教育指導方針の内容を理解しているか。
 - ② 人権問題の重要8課題、同和問題、女性をめぐる問題、子どもをめぐる問題、高齢者をめぐる問題、障害者をめぐる問題、外国人等をめぐる問題、医療をめぐる問題、その他さまざまな人権をめぐる問題の内容を把握しているか。
 - ③ 「人権教育のための国連10年」大分県行動計画の趣旨・内容を理解しているか。
- (2) 人権問題の解決を職員自らの課題として受け止めているか。
 - ① 人権問題の扱いが建前に終始していないか。
 - ② 人権教育が担当者任せになっていないか。
 - ③ 職員意識調査を実施し、その把握に努めているか。

3 地域の推進体制について

- (1) 同和教育推進協議会等を人権教育推進協議会等に名称変更し、組織として位置付けているか。
 - ① 規模は適正で、定期的を開催するなど十分に機能しているか。
 - ② 構成員として、民生(児童)委員、人権擁護委員、学校関係者、議会代表者、教育委員、社会教育委員、関係団体代表者、市町村執行部等が所属しているか。
- (2) 協議会等では、以下の内容について確認・協議されているか。
 - ① 地域の人権に関わる課題を把握し、基本方針、人権施策等に活かしているか。
 - ② 各種団体との連携が図られているか。
 - ③ 地域住民に対する啓発を計画的に実施しているか。
 - ④ 問題事象等の対応について確立しているか。
- (3) 市町村の行政組織に人権教育の推進部署及び担当者が、位置付けられているか。

4 社会教育関係職員の研修について

- (1) 県教育委員会、研究団体、運動団体等の実施している研修会等の目的と意義

- を十分に理解し参加しているか。
- (2) 職員の人権意識の高揚、教育活動の充実に向けた研修会を定期的に行っているか。
 - (3) 研修会の内容に人権問題の重要8課題が盛り込まれているか。
 - (4) 人権問題の重要8課題について関係者との交流の場が持たれているか。
 - (5) 各種研修会の環流報告がなされているか。
 - (6) 関係資料の収集、保存、活用がなされているか。

5 人権教育の実践について

- (1) 人権教育・啓発の視点を明確にした事業実践がなされているか。
《人権教育・啓発の視点》(例)
 - ① 一人ひとりの個性を尊重し、様々な文化や多様性を認め合う共生社会の実現をめざす。
 - ② 人権を大切にすることが日常生活の中で当たり前となる人権という普遍的文化の構築をめざす。
 - ③ 他者の喜びや心の痛みなどを感じ取れる感性、共に生きる態度、倫理観、正義感等の豊かな人間性を培う。
 - ④ 差別や不合理を見抜く科学的、合理的な思考力や、それらを許さず解決しようとする意欲と実践的な態度を育成する。
 - ⑤ 他人の言動に惑わされることなく、自分で判断し、正しいと思うことは進んで実践するなど、自ら学び・考え・行動する力を培う。
- (2) 人権教育・啓発の年間計画や、学習プログラム等の企画・立案を具体的に推進しているか。
- (3) 各種学級・講座等に人権学習の時間が十分確保されているか。
- (4) 同和問題をはじめとする様々な人権問題を地域や学校の実態に応じて適切に位置付けているか。
- (5) それぞれの人権問題の実態、歴史、現状がきちんと把握・理解できているか。
- (6) 啓発に際して、広報活動が十分になされているか。

6 指導者の養成と活用について

- (1) 人権教育に関わる指導者等の養成を積極的に行っているか。
- (2) 社会教育関係団体の指導者に対する研修が計画的になされているか。
- (3) 地域の人材を指導者として活用しているか。

学校における人権教育の推進について(通知)

教委人同第966号
平成16年3月4日

各教育事務所長 殿

大分県教育委員会教育長

学校における人権教育の推進について(通知)

これまで、本県においては、「人権教育のための国連10年大分県行動計画」に基づき「共生社会の実現」を基本理念とし「人権という普遍的文化の構築」を目標に人権教育を推進してきました。さらに、県教育委員会においては「人権教育のための国連10年大分県行動計画」推進プランを策定し、推進体制の見直しと充実への取組みを進めてきました。

学校教育の分野においては、豊かな人間性とあらゆる差別の解消を図る意欲と実践力を持った児童生徒を育成するため、人権に配慮した職務遂行計画の実施、校内人権教育推進委員会等の設置と活動の促進、教職員研修の充実など推進体制の整備について一定の成果をあげてきています。

しかしながら、児童生徒を取り巻く状況には、大阪府岸和田市で中学3年生を餓死寸前まで追い込んだ事件に代表される児童虐待、スクール・セクハラ、賤称語発言等の問題事象の発生など大変厳しいものがあり、児童生徒が安心して楽しく学ぶことのできる環境が整っているとはいえません。

特に児童虐待においては、学校が異変を察知しながら、なぜ防げなかったのか、なぜ教職員の共通課題とならなかったのかなど、この事件が提起した課題は大きく、児童生徒の人権に配慮した指導のあり方、さらには学校運営のあり方についても改めて考えてみる必要があります。

そこで、人権尊重の視点に立った学校教育の推進とそのための体制作りを一層確かなものとするため、下記の取組みがなされるよう各市町村教育委員会を指導願います。

記

- 1 すべての学校で校務分掌に「人権教育主任」を位置づけ、推進担当者確立する。
- 2 特定の人物に特化せず、全教職員で人権教育に取り組む推進体制を整える。

大分県人権教育基本方針

(平成 17 年 1 月 28 日:大分県教育委員会決定)

国際社会では、国際連合において「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」との認識のもと、1948 年に世界人権宣言を採択して以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため、国際人権規約をはじめ女性差別撤廃条約、児童の権利に関する条約等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。

我が国では、日本国憲法において、個人の生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を尊重し、すべての国民は法の下に平等であるとしている。これら憲法の保障する基本的人権の確立に向け、国際社会の一員として様々な条約を締結し、福祉や教育などの分野において各種の法律や制度の整備を進め、具体的な取組を行ってきた。

本県においても、人権尊重の精神を取り入れた各種条例の制定等を行い、1998 年には「人権教育のための国連 10 年」大分県行動計画を策定し、学校や地域において人権教育を進めるとともに、特定職業従事者等に対して研修等の取組を進め、併せて、人材の養成や教材等の開発・整備に努めるなどして、「人権尊重の大分県」をめざして取り組んできた。これらの取組を通じて、一人一人が自らの尊厳を認識し、相互に人権を認め合い、差別や偏見の解消に向け不断の努力を重ねることにより、すべての人の人権が尊重され、豊かに共生できる社会の実現という理念のもとに、「人権という普遍的文化」の構築をめざして、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた人権施策を総合的に推進してきた。

しかしながら、依然として、我が国固有の人権問題である同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、医療に係る問題等様々な人権問題が存在し、また、インターネット上での差別的内容を含む誹謗中傷など、新たな人権問題も発生している。これらの背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられるが、国際化、情報化、高齢化等急激な社会の変化も要因と考えられる。こうした差別の解消や人権問題の解決に向けては、これまでの同和教育などの取組の成果や反省の上に立って、社会を構成するあらゆる人々が、互いに個人として尊重し合い、様々な文化や考えを交流できる「共生社会」を実現することが求められている。

「人権の世紀」といわれる 21 世紀において、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために教育の果たす役割は大きい。

以上のことから、大分県教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法、人権関係の国際条約などの精神に則り、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念をふまえ、その責務を深く自覚し、人権尊重社会の確立をめざし、学校教育と社会教育を通じて以下のように人権教育を推進する。

1 人権意識の基礎を培う教育の推進

一人一人の人権が大切にされる環境において、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認める」人間関係づくりを通して、自分自身がかげがえのない存在であることに気づき、相互の違いを認め合う中で、自尊感情を育成するなど、人権意識の基礎を培うための人権教育を推進する。

2 豊かな人権感覚を育成する教育の推進

人権の意義や様々な人権問題に関する学習を通して、人権問題への正しい理解や認識、的確な思考力・判断力を身に付け、人権問題を直感的にとらえる感性や、人権への配慮が態度や行動に現れる人権感覚を育成するための人権教育を推進する。

3 人権を尊重する意欲や態度、技能を育成する教育の推進

一人一人が、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに、社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな体験活動を通じて、他の人と共によりよく生きようとする実践的な意欲や態度、技能を育成するための人権教育を推進する。

この方針の実施にあたっては、これをより効果的に、かつ総合的に推進するため、人権教育にかかわる県・市町村、関係諸機関及び民間諸団体などの各実施主体が、その担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携協力関係を一層強化することが重要である。

また、人権教育は幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであることから、県民の思いや対象者の発達段階をふまえ、生涯学習の視点に立ち、地域の実情等に応じて、家庭、学校、地域などそれぞれの場で多様な機会を通して実施される必要がある。

その際、県民一人一人に人権問題や人権教育の在り方について多様な意見があることをふまえ、その自主性を尊重するとともに、教育行政の主体性と中立性を確保し、広く県民の理解と共感が得られるよう、十分留意しなければならない。

大分県の人権・同和教育の推進について

教委人同第198号
平成29年4月26日

各県立学校長 殿

人権・同和教育課長

大分県の人権・同和教育の推進について(通知)

大分県教育委員会では、これまで平成27年2月に大分県人権教育推進計画(改訂版)を策定し、学校教育と社会教育における人権教育の具体的な推進のあり方について示し、取組を進めています。また、平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)が公布・施行されました。そのような状況をふまえ、本年度は下記項目を重点に人権・同和教育に取り組めます。

なお、本年度からは、「人権に配慮した職務遂行計画」計画(年度当初に提出)及び実施報告書(年度末に提出)を実施いたしません。但し、年度末に実施する「公立学校人権教育実態調査」において実施報告いただくようにしますので、下記2点について、特に重点的な取組をお願いします。

記

○部落差別についての教職員研修の充実

→学習資料『部落差別解消法より学ぶ』(じんけん114号別冊)(教職員研修資料として教育庁人権・同和教育課と大分県人権教育研究協議会で共働作成。ニュースじんけん 114号とあわせて配付)を活用する。

※パワーポイントの資料については、人権・同和教育課のHPに掲載している。

○同和問題についての授業の充実

→「個別人権課題(小-中-高)学習系統表(同和問題編)」(平成28年4月に教育庁人権・同和教育課作成・配付)を活用する。

部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。この法律は、「部落差別」の名称を冠した初めての法律であり、現在もなお部落差別が存在することやその解消が重要な課題であること、解消に関する教育及び啓発の必要性が明記されており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としている。大分県教育委員会では、「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、部落差別の解消を核とした人権教育を推進するため、部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針を策定する。

- 1 児童生徒の人権問題の解決に向かう実践力を高める取組を推進する
 - (1)校種間連携をすすめ、系統性のある部落問題学習を実施する。
 - (2)人権問題の解決に向かう力を育てる学習を実施する。
 - (3)インターネット上の差別等、新たな事象への取組を推進する。
- 2 教職員の専門的知識と指導力を高める取組を推進する
 - (1)「部落差別の解消の推進に関する法律」に関する教職員研修を徹底する。
 - (2)部落差別の現実について深く学ぶ研修内容の充実を図る。
- 3 学校や地域の実態に応じた取組を推進する
 - (1)実態調査等をもとにした取組を推進する。
 - (2)地域等における部落差別の解消に向けた取組と連携を図る。

具体的な取組1

(校種間連携と系統性のある部落問題学習)

- 学校は、『(小一中一高)学習系統表<同和問題編>』(平成28年:人権・同和教育課)を活用し、人権教育の年間指導計画に部落問題に関する教育内容を位置づけ、系統的で計画的な指導となるようにする。
- 学校は、学習系統表に基づいた具体的な教材や指導案等の活用により部落問題学習を行う。

(人権問題の解決に向かう力を育てる学習)

- 学校は、「人権の『授業づくり』のすすめかた」(平成29年:人権・同和教育課)を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の授業を目指す。つけたい資質・能力を明確にし、教職員からの一方的な説明にとどまることなく、児童生徒が対話的に進める授業を通して、問題意識を持ったり、自分のこととして考えを深めたりするよう配慮する。

(インターネット上の差別等への取組)

- 学校は、インターネット上の差別的な書き込みや差別や偏見を助長する情報について、学習資料や指導案等を活用し、正しく判断できる能力を育成する学習を行う。

具体的な取組2

(教職員研修の徹底)

- 学校は、人権研修の中に部落差別に関する内容を明確に位置づけ、『部落差別解消法より学ぶ』(平成28年:人権・同和教育課)を活用し、法律の趣旨や施行の背景について継続して研修を実施する。
- 県は、校内研修や市町村教委の人権教育主任研修等の支援を積極的に行う。

(研修内容の充実)

- 学校は、大分県人権問題講師団を活用した当事者からの講義やフィールドワーク等、より体験的な研修となるよう研修形態や手法について工夫する。

具体的な取組3

(実態調査等をもとにした取組)

- 県及び学校は、「公立学校人権教育実態調査」等により部落差別についての取組状況を把握・検証し、児童生徒の実態に応じた学びとなるようにする。
- 県及び学校は、「就職・進学アンケート」等により違反選考の状況を把握・検証し、違反質問や統一応募用紙などについての学習を実施する。

(地域等の取組との連携)

- 学校は、人権学習の授業公開などを活用し、校種間の連携を進める。
- 学校及び教職員は、地域の人権啓発や各地区人権教育研究会等の取組に積極的に参加し、地域が一体となった取組を推進する。

<策定の経緯と実施上の留意点>

同和問題(※)の解決については、昭和40年「同和对策審議会答申」の中で、同和問題は憲法で保障された基本的人権に関する重要な社会問題であることや、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識が示された。昭和44年には「同和对策事業特別措置法」が施行され、以後、法律の延長や名前の変更を行いながら同和对策事業が実施された。その間の取組で、住環境の改善が進む等の成果が見られる一方で、差別意識や差別事象については、十分な成果が上がっていないことが、平成5年の同和地区実態把握等調査(総務庁地域改善対策室)で指摘された。

その後、同和問題の解決に向けた教育・啓発のあり方について、平成 8 年の地域改善対策協議会による意見具申の中で、同和問題は過去の問題ではなく、依然として重要な課題であるとの認識を示し、更に、この問題の解決に向けた今後の取組を人権に関わる問題の解決につなげていくことが明示された。これを踏まえて、国は平成 12 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を策定し、様々な人権課題も含めて人権教育・啓発を進めてきたが、同和問題に対する差別意識は依然として残され、むしろ新たな差別が生み出されている状況がある。

そのような状況を受け、本県においては、昭和 52 年策定の「大分県同和教育基本方針」に基づき、同和問題の解決に向け同和教育を進めてきた。その後、平成 13 年には「同和教育の深化・充実を通して人権教育へ広げるための見直しについて」の通知文により学校教育、社会教育における見直しの視点を示し、人権教育として推進してきた。平成 17 年 1 月に「大分県人権教育基本方針」、更に、18 年 2 月に「大分県人権教育推進計画」を策定した。平成 27 年 2 月には「推進計画」を改訂し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、学校教育と社会教育の両面から具体的に取組を行っている。

しかし、平成 25 年の県民意識調査から、これまでの様々な人権問題の解決に向けた取組が、同和問題の解決や理解を進めるには充分ではなかった状況もみられた。これは、平成 14 年に特別措置法の期限が切れたことにより、同和問題が個別的な人権課題の中の1つとして捉えられ、学校における部落問題学習の取組が弱まったことも背景にあると考えられる。

平成 28 年度に実施した、公立学校人権教育実態調査によると、県内の小・中学校及び高等学校において、同和問題を授業で扱った割合は 90.2%で、県内のほとんどの学校で授業が実践されているという結果であった。しかし、現在においても賤称語を用いた差別発言などが起きていることから、教職員自身の同和問題に対する理解が足りなかったことや、児童生徒への学習が知識の伝達にとどまり、部落差別をなくす実践や行動につながる学習に結びついていなかったことにも原因があると考えられる。さらに、近年、インターネット上では部落差別に対する誤った認識や差別を助長する書き込みが大量に流布されていることから、より一層の推進が必要であると考えられる。

本方針は、部落差別の解消に関わる取組を核として人権教育を推進することにより、全ての人権問題について、問題解決の主体者となる児童生徒を育てることを目指すものである。

この方針の実施にあたっては、より効果的かつ総合的に推進するため、人権教育に関わる県・市町村・関係機関及び研究団体等の各実施主体が、その担うべき役割を踏まえ、相互に有機的な連携協力関係を一層強化する必要がある。

また、県民一人一人に人権問題や人権教育の在り方に多様な意見があることをふまえ、教育行政の主体性と中立性を確保し、広く県民の理解と共感が得られるよう十分留意しながら進めるものとする。

(※部落差別を原因とする社会問題のことを同和問題という)

部落差別の解消の推進に関する社会教育基本方針

大分県社会人権教育・部落差別解消推進協議会

平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、「法」という。)が施行されました。この法律は、部落差別の名称を冠した初めての法律であり、現在もなお部落差別が存在することやその解消が重要な課題であること、解消に関して必要な教育及び啓発を行うことなどが明記されており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

現在、県内の社会教育における人権教育の取組としては、県や市町村主催による指導者の養成や資質向上のための研修、公民館講座などによる住民への教育・啓発活動、自治会などにおける地域住民の学習会、人権フェスティバルなどのイベントが行われています。また、近年では、「法」についての学習や啓発も行われ、条例の制定をはじめ「法」を具体化する取組が県内各地で進められています。

一方、県や市町村の人権意識調査から、人権が尊重される社会になっていると答える人の割合は高くなっている反面、人権に「無関心」な人が増加傾向にあり、人権に関する研修会や学習会等に一度も参加したことがない住民も増加しています。また、「法」が施行されて2年以上※経過しているにもかかわらず、いまだに2割程度の住民にしか周知されていないような状況の中、インターネット上には部落差別に対する誤った認識や差別を助長する書き込みが大量に流布されています。

このような状況を考えると、社会教育において、正しい知識と人権感覚を持ち、差別をなくしていこうとする住民の育成が急務となります。

そこで、大分県社会人権教育・部落差別解消推進協議会は、「法」の趣旨を踏まえ、部落差別の解消を核とした人権教育を推進するため、部落差別の解消の推進に関する社会教育基本方針を策定します。

※平成 30 年度調査より

社会教育基本方針

1 推進体制の充実

- (1) 大分県社会人権教育・部落差別解消推進協議会の会員相互の連携を強め、県内の社会教育における部落差別の解消に向けた取組の推進を図ります。
- (2) 各市町村や各地区における社会人権教育・部落差別解消推進組織の構築・拡充と活動の充実に努めます。

2 部落差別の解消に向けた職員研修の充実

- (1) 行政や団体、組織において、部落差別の解消に向けた職員研修を年間の研修計画の中に位置づけ、研修を実施します。
 - (2) 部落差別の解消に関する深い理解と正しい認識を持ち、熱意と実践力のある職員の育成に努めます。
- 3 部落差別の解消に向けた学びの充実
- (1) 公民館等の社会教育施設で実施される人権学習講座等において、部落差別についての認識を深める学びの機会の拡充を図ります。
 - (2) 自治会や行政区ごとに行われる集会等において、部落差別に関する認識を深めるための学習を実施し、より多くの住民に学びの機会の提供に努めます。
 - (3) 地域で活動している社会教育関係団体や自主的に活動しているサークル等において、部落差別に関する認識を深めるための学習を実施し、地域のリーダーとして活動できる人材育成に努めます。
- 4 部落差別の解消のための啓発の充実
- (1) 地域で実施されている人権啓発事業において、住民が部落差別の解消を自分の問題として捉えることができるよう効果的・計画的な実施に努めます。
 - (2) 部落差別の解消に向けた取組をより効果的に推進していくために、各市町村や地域で実施される各種行事等において、人権尊重の気運を高める取組の実施に努めます。
- 5 地域の実態に応じた取組の充実
- (1) 住民の人権意識調査を定期的の実施し、地域の実態を的確に把握するとともに、課題を明らかにし、部落差別の解消に向けた取組を推進します。
 - (2) 地域の学校における部落問題学習の公開授業やPTA人権研修などを地域住民の学びの場として積極的に活用し、学校教育と連携した学びを進めます。

大分県人権教育推進計画(第4次改訂版)

令和8年3月 大分県教育委員会

編集/発行 大分県教育庁 人権教育・部落差別解消推進課
〒870—8503
大分県大分市府内町3丁目10番1号
電話:(097)506—5555
FAX:(097)506—1799